

令和7年度公益充実資金の公表について

公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第23条第1項第2号の規定に基づき、令和7年度における公益充実資金に係る以下の事項について公表する。

		市政会館耐震化積立資産	歴史的建造物保全積立資産
イ 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期	内容	市政会館・日比谷公会堂の耐震化工事により、歴史的建造物を末永く保全する	市政会館の歴史的建造物としての躯体・外壁・塔時計等の景観維持保全
	実施時期	2028年度	2030年度
ロ 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠	積立限度額	4,000,000,000円	251,071,092円
	算定根拠	市政会館・日比谷公会堂の耐震化工事費用から算出した負担見込	今後の市政会館の躯体保全・外壁・塔時計などの維持保全・景観保全の活動の見込より算出
ハ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額	取崩額	0円	14,239,000円
	積立額	400,000,000円	
ニ 当該事業年度の末日における公益充実資金の額	公益充実資金の額	3,287,679,276円	
ホ 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項	公益充実活動等ごとの内容	市政会館・日比谷公会堂の耐震化工事により、歴史的建造物を末永く保全する	市政会館の歴史的建造物としての躯体・外壁・塔時計当の景観維持保全
	実施時期	2028年度	2030年度
	積立限度額	4,251,071,092円	
	算定根拠	市政会館・日比谷公会堂の耐震化工事費用から算出した負担見込	今後の市政会館の躯体保全・外壁・塔時計などの維持保全・景観保全の活動の見込より算出
	公益充実資金の額	3,287,679,276円	